明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

区			
選挙人の数が五万人未満のもの	四、三七三、六〇六	三、六八四、二六八	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、四四七、八一三	三、七九二、五四一	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、五九六、二二七	四、〇〇九、〇八七	
選挙人の数が十五万人以上のもの	四、八一八、八四八	四、三三三、九〇六	

市			
選挙人の数が三万人未満のもの	二、二〇八、四一五	一、九三八、九六四	
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、四八二、〇〇二	二、一八〇、一五七	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、五九九、九四一	三、一二九、六一二	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、九〇四、五八五	四、二九六、八四六	
選挙人の数が十五万人以上のもの	五、四四四、七一八	四、八四二、七〇〇	

町村			
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三四四、三六一	三二九、三九六	
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五二八、九五三	四八三、九七一	
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	九一二、九二五	七七一、四六六	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四二二、七七六	一、二五五、三四九	
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、六九二、九三〇	一、四七六、四七二	
選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇三七、二九一	一、八〇五、八六八	

第十三条第三項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇七一、七六六円	八〇八、八八〇円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二一三、三二〇	九〇九、九〇〇
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一一二、二一〇
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一一二、二一〇
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一一二、二一〇
選挙人の数が三百万人以上のもの	二、四二六、六四〇	一、八一九、九八〇
都道府県の支庁又は地方事務所	五四五、九九四	四〇四、四四〇
認定出先機関	二八二、八八六	二〇二、二二〇
大都市	一、三八八、〇二二	一、〇四五、七七〇
区 選挙人の数が三万人未満のもの	三六一、二六六	二六六、一九六
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	七六、〇五六	五七、〇四二
選挙人の数が五万人以上のもの	一三三、〇九八	九五、〇七〇

市		
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二八、一六八	一七一、一二六
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二三、二三八	二四七、一八二
選挙人の数が十五万人以上のもの	三六一、二六六	二六六、一九六

町村		
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—	—
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—	—
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五七、〇四二	三八、〇二八
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七六、〇五六	五七、〇四二
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七六、〇五六	五七、〇四二
選挙人の数が二万人以上のもの	七六、〇五六	五七、〇四二

第十三条第四項中「一万七百十円」を「一万千二百十四円」に、「五千三百五十五円」を「五千六百七円」に改め、同項の表を次のように改める。

都道府県、市町村等 ／ 寒冷地手当の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二二、四二八円	一一、二一四円
二級地	一九、七三七	九、八六八
三級地	一九、一七六	九、五八八
四級地	一五、四七五	七、七三八

第十七条第二項中「二、二六六、四六四」を「二、二七四、六四七」に、「一、二七五、六七六」に、「百十三万千九百八十五円」を「百十二万千九百三十円」に、「六十八万三千九百八十円」を「六十九万百十円」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「、第四条の二第三項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の項中「第四条第十五項」の下に「、第四条の二第三項」を加える。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）